

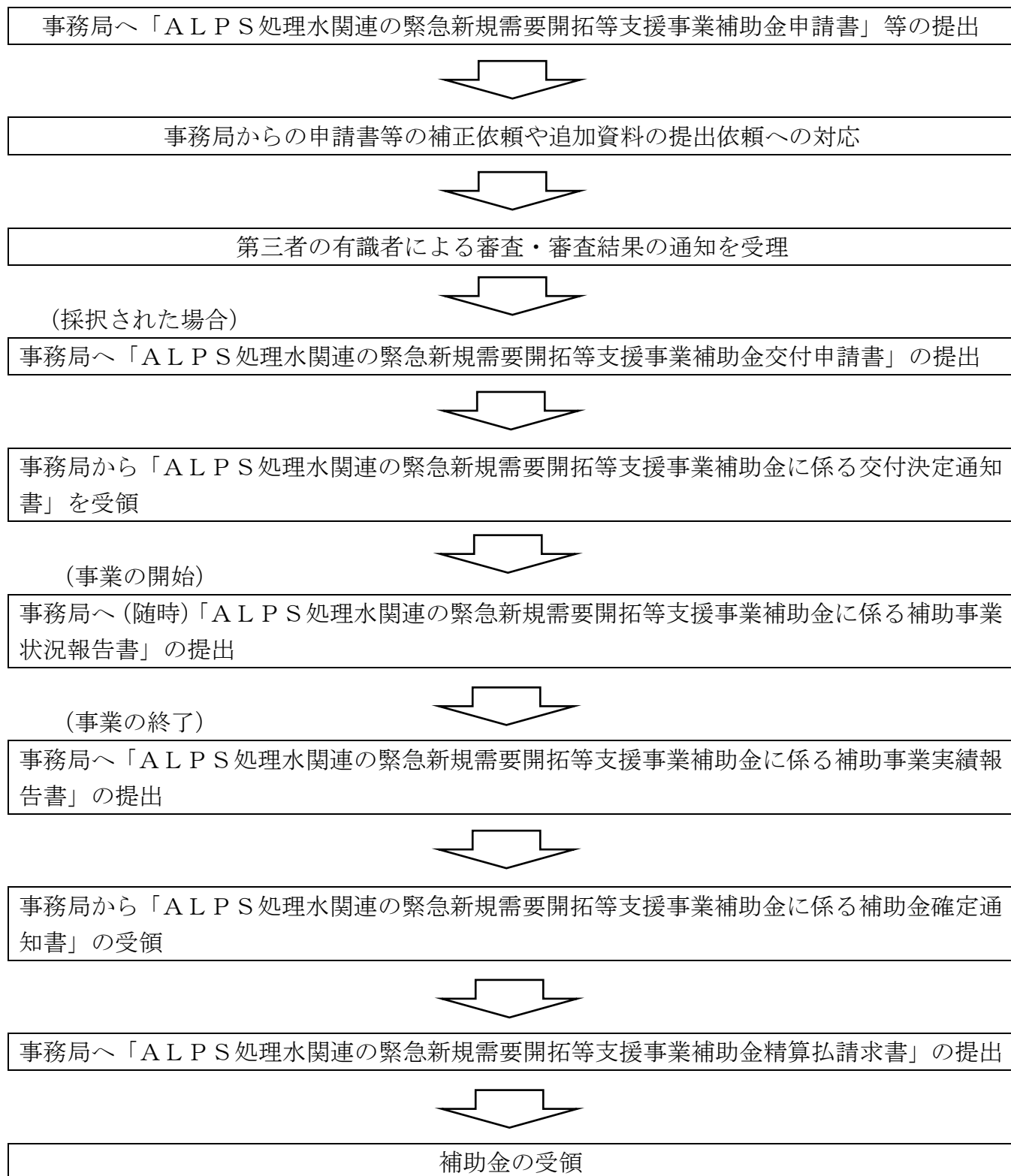
A L P S 処理水関連の輸入規制強化を踏まえた水産業の特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（新規需要開拓等事業） Q & A

令和5年12月25日

I 総論

(問1) 補助金受給に係る手続フローを教えてください。

(答1) 大まかな流れは、以下のとおりです。なお、申請書等を正式に提出される前であっても記載内容の確認等をいたします。



II 事業内容関係

(問1) 3か月以内に対象水産物を販売した場合は、どうなりますか。

(答1) 当補助金の要件として「通常のビジネスにおける販売先の決まっている在庫の保管ではなく、販売先が決まっていなくてもかかわらず水産物を買取り、一定期間以上(3か月以上)保管することにより、市場の供給過剰の緩和に貢献する効果がある事業」となっております。そのため、3か月以内に対象水産物を販売した場合には、当該補助金の対象外となります。

(問2) 対象水産物を廃棄することは可能でしょうか。

(答2) 事業期間中に対象水産物を廃棄した場合、補助金を支払えないことがあります。また、事業期間中に対象水産物を販売できなかった場合でも、引き続き販売先の確保に最大限努めるようお願いいたします。

(問3) ホタテとナマコ以外の水産物の一時的な買取や保管については、補助してくれないのでしょうか。

(答3) 多核種除去設備等処理水風評影響対策事業にて対象となる可能性がありますので、当機構にご相談ください。

(問4) ホタテの保管について、自ら保有する冷凍庫で保管する場合でも、保管料等の補助金をもらえるのか。

(答4) 自社で保管している場合でも補助金の対象となります。ただし、原価をもって補助対象経費に計上していただくこととなりますので、当機構にご相談ください。

(問5) 「様式3：概要資料」において、「②対象水産物は調達後3か月以上保管します。」を誓約することを求めています。これは、いかなる場合でも調達後3か月以内に対象水産物を販売できないということでしょうか。

(答5) 本誓約事項は、補助金を受給するための条件をご理解いただくためのものであり、調達後3か月以内に販売することを否定するものではありません。ただし、この場合には、補助金を受給できないことはご了承ください。

(問6) 補助対象経費（「保管料」「入出庫料」「保管するための加工料」「運搬料」「金利」や「新規需要開拓費」）について、留意点がありますか。

(答6) 取組内容に対して明らかに過剰と思われるもの、市場価格と比べて不当に高額と思われるもの等については、補助対象経費として認められない場合があります。